

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

令和元年 9 月 19 日 林業第 297 号通知

最終改正 令和 2 年 9 月 2 日 林業第 202 号通知

1 試行対象工事等

農林水産部林業課及び各農林事務所林務部門が発注する森林土木工事について、下記 (1) ～ (3) に該当するものを試行対象工事とする。

なお、施工場所の実情等により、適用が困難な場合については、対象外とすることができる。

(1) 適用範囲

令和元年 8 月 1 日以降に公告した工事に適用する。

なお、令和元年 8 月 1 日以前に公告した工事であっても、同年 8 月 1 日時点での残工期が 60 日以上（同年 8 月 1 日を含む）ある工事については、受注者から協議があった場合、受発注者協議により適用することができるものとする。

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。

ただし、工場制作工を含む工事の該当期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

県内全域全ての地域を対象とする。

2 計測及び真夏日率の算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

1) 真夏日とは、日最高気温が 30 度（℃）以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合とする。

なお、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 21 付け監第 73 号，検第 73 号）に基づく新型コロナウイルス対策を実施する場合は、当面の間、「日最高気温が 28 度（℃）以上の場合」及び「夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 28 度（℃）以上の場合」と読み替えて対応することとする。

受注者は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

なお、気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。(別表参照)

参照：気象庁 HP / 各種データ・資料 / 過去の気象データ検索

- 2) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。
- 3) 上記によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

(2) 気温の補正方法

(1) の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温 (°C) = 気温 (°C) - 標高差 (m) × 0.6 / 100 (m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の標高 (m)

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

工事現場の標高は、現場内人力作業(材料検収等を含む。)を行う最も標高が低い地点とする。

(3) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。

ただし、休工期(不稼働日)は真夏日に含めないものとする。

(4) 基準日および算定期間について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。なお、既契約工事も同様とする。

また、真夏日の算定期間については、基準日から工期末までの変更契約等の事務手続きを考慮した期間で受発注者協議により定めるものとし、この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

(5) 計測結果の報告について

受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(6) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率} (\text{※1}) = \text{算定期間中の真夏日} \div \text{工期} (\text{※2})$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、算定期間中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は最終変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値} (\%) (\text{※3}) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} (\text{※4})$$

※3 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} (\text{※5})) + \text{補正値} (\text{※6}))$$

※5 森林整備保全事業設計積算要領における「地域補正の補正係数」とする。

※6 森林整備保全事業設計積算要領第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

(3) 変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は、受発注者協議のうえ、行うことができるものとする。

4 運用について

(1) 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

<特記仕様書記載例>

- 第〇条 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（令和元年9月19日林業第297号）」に基づき実施するものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について（令和元年9月19日林業第297号）」は、茨城県農林水産部林業課ホームページから取得できます。

農林水産部林業課 林地保全担当（治山）Tel 029-301-4056

森林整備担当（林道）Tel 029-301-4051

(2) 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

(3) 令和元年8月1日以降既に公告及び契約した工事への対応

既に公告済みの工事については、特記仕様書の一部を変更するものとし、契約済みの工事については、受注者あてに通知するものとする。

5 その他

施工場所の実情等により、上記の取扱いによりがたい場合については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

参考

熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる茨城県内観測所一覧

観測所名(気象庁)	所在地	備考
北茨城	北茨城市関南町関本下	
大子	久慈郡大子町大子	
常陸大宮	常陸大宮市上小瀬	
日立	日立市会瀬町	
笠間	笠間市稲田	
水戸	水戸市金町	
古河	古河市北町	
下館	筑西市西石田	
下妻	下妻市二本紀	
鉾田	鉾田市安房	
つくば	つくば市長峰	
土浦	土浦市木田余東台	
鹿嶋	鹿嶋市城山	
龍ヶ崎	龍ヶ崎市大徳町	

※ 観測所の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

※ 環境省熱中症予防情報サイト(暑さ指数(WBGT)の実況と予測)

参考URL : http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※ 国土交通省気象庁(過去の気象データ)

参考URL : https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/select/prefecture.php?prec_no=40&block_no=&yar=&month=&day=&view=